金銭債権の信託スキーム

信託の対象となる財産の種類
① 金銭債権（再生可能エネルギー発電事業を配当原資とするものに限ります）

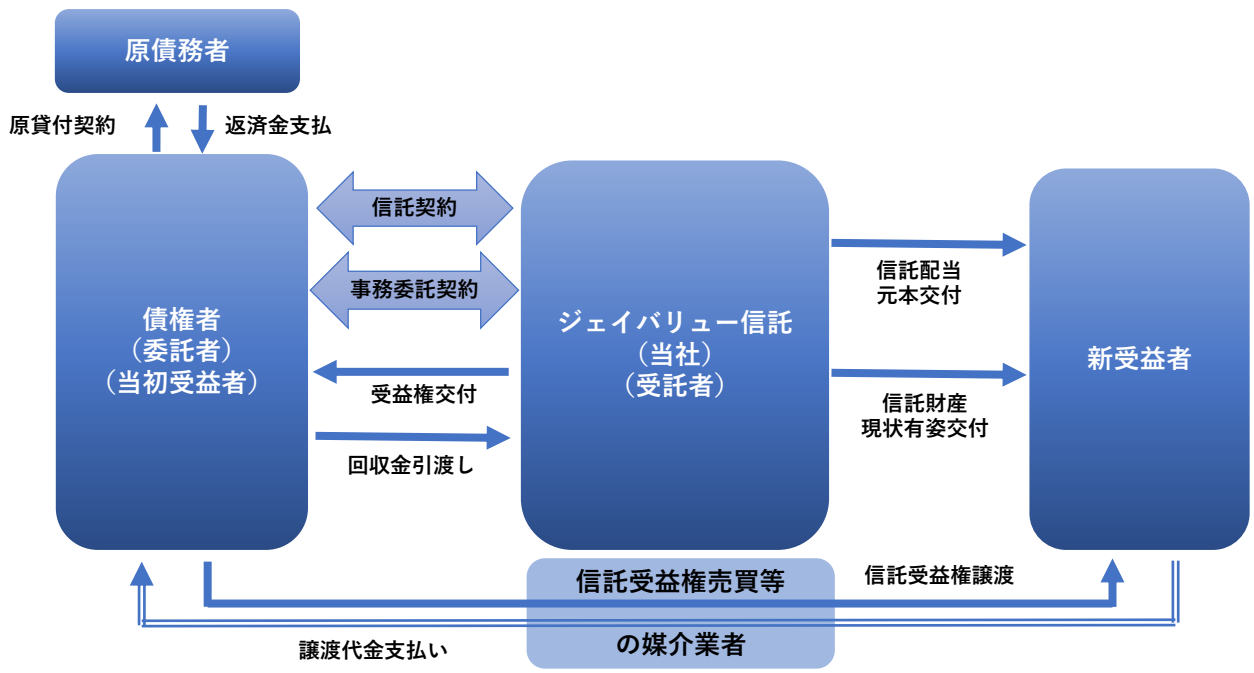

スキーム概要
① 当社は、委託者との信託契約を締結し、原債務者向けの貸付契約に基づく債権および金銭（事務費用等に充当します）を信託財産としてお預かりします。
② 当社は、委託者と事務委託契約を締結し、信託債権の回収業務および管理事務（契約書類の管理を含みます）の一部を委託者に委託します。
③ 当社は、委託者兼当初受益者へ受益権を交付します。
④ 委託者は、受益者へ受益権を譲渡します。受益権の代金は委託者に支払われます。必要に応じ媒介業者が媒介を行う場合と、当社が媒介を行う場合があります。
⑤ 当社は、事務委託契約に基づき、貸付債権の回収金を受取ります。また受益者へ信託財産報告書、信託配当・元本の交付をします。
⑥ 当社は、信託終了時に、信託財産を現状有姿もしくは処分・換価のうえ受益者へ交付します。

対象となる委託者兼当初受益者

・再生可能エネルギー発電事業に貸付を行っている金融法人及び金融機関、又は再生可能エネルギー発電事業に投資をしている一般事業法人

対象となる受益者

・機関投資家およびSPC（特定目的会社）を含めた一般投資家

金銭債権の信託スキームの委託者のメリット

・流動化市場からの資金調達が可能となり、資金調達の多様化が図られます。

金銭債権の信託スキームの受益者のメリット

・信託財産となる債権の信用度に応じた流動化商品への運用が可能となり、運用方法の多様化を図ることができます。

本件信託スキームのご利用には当社所定の審査が必要となります。詳細につきましては、下記までお問い合わせ下さい。

問い合わせ先
ジェイバリュー信託株式会社　営業部
Tel 03-6551-2621 / Fax 03-6551-2633